# 司書養成と「教養」

大　谷　康　晴

〔キーワード〕　教養，ユニバーサル・アクセス，リメディアル教育，教養教育，
司書養成，司書課程

## 1．はじめに

図書館関係者に伝わるジョークとして，以下のようなものがある。

利用者がカウンタにやってきて，図書館員に「『大鏡』はどこにありますか」と尋ねた。
図書館員はこう答えた。
「大きいものではありませんが，トイレにあります」

多少の異同はあるが，とにかく古典作品の「大鏡」の所在を尋ねられ，鏡はトイレにありますと答えるという基本的な構造は共通して伝わっている。もちろんこういう図書館員はいてはならない，という教訓を込めたジョークである。

しかし，近年このジョークを口にすると憂鬱な表情を見せる図書館関係者が増えている。ジョークがジョークに聞こえない関係者が増えているのである。一定以上の能力を備えた職員を養成して，このようなジョークがジョークとして通用するように努力する義務がある以上，職員養成の一端を担う者としては，見逃すことのできない問題といえる。

ところで，文部科学省では 2005 年 4 月 18 日に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を設置して，今後の図書館のあり方を明らかにしようとしてい

る。この議論の中では，“図書館職員の資質向上と教育・研修”として，以下の点が議論されている。[1)]

1．図書館職員の意識改革
2．図書館職員養成の改革
3．図書館職員の再教育
4．専門主題情報担当者の教育

このうち1.では“図書館司書をめざす人々のなかには，旧来の図書館のイメージに魅かれている人や貸出・リクエストサービスだけで満足している人も少なくない”と司書資格取得希望者の意識そのものに問題があると指摘している。さらに2.では，“司書の養成課程では，実践的な専門的知識・能力を身に付けるとともに，情報技術，将来図書館を経営できる能力，地域社会の課題や情報要求の内容に関する教育が必要である”と教育の内容について指摘するとともに，4.では“医療，法律に関する情報提供サービスを行うには，高度な教育を受けた司書を養成する必要”という従来の司書課程では行われてこなかった高度な教育の必要性を指摘している。冒頭のような「一般教養」に欠けた司書の存在が笑い事ではないと感じる一方で，養成教育のさらなる充実が求められている。

本稿では，司書に求められる「教養」，そして今後の図書館職員の養成について考えていきたい。

## 2．司書に求められる「教養」

a)「教養」の現在

そもそもかつての「教養」のように（現在と比べてみた場合に相対的に）分かりやすい定義が合意を失って久しい。2002年に中央教育審議会は，「新しい時代における教養教育の在り方について」と題する答申を行っている。この冒頭でかつての「教養」について以下のように書いている。[2)]

かつては，教養について，「知識人としての教養の脈絡あるリスト」とでもいうべきものがあった。それは，例えば，学問の体系の基礎を成す哲学や思想，科学，文学や芸術の古典をはじめ，教養として広く認められた書物のリストであった。また，書物による知識のみならず，人格陶冶のための様々な修養を含むものでもあった。

ここで明記された哲学・思想・科学・文学や芸術の古典に加え，語学・歴史といった分野を加えればかつての「教養」の中心的な分野の明記となると思う。しかし，このような「教養」は少なくとも筆者が学生となっていた 1980 年代末期から 1990 年代には，過去の遺物のようなモノであった。このような「教養」がなくとも学生は自らを恥じる必要はなくなっていたし，個人的にはベルリンの壁，ソビエト連邦の崩壊，そしてイラクによるクウェート侵攻という時代の変化により目を奪われていた。いわば大学設置基準が大綱化される前後から古典的な意味での「教養」はキャンパスの規範的文化としては既に継承されないものとなっていたのである。かつて存在していた「教養」がキャンパスの規範的文化であり，教養とされる知識を習得することが“友人に差をつけるファッションであった”[3)]時代は遠い過去の話となっている。

さて，「新しい時代における教養教育の在り方について」では，教養には以下の要素が重要であると整理している。

1．社会とのかかわりの中で自己を位置付け律していく力や，自ら社会秩序を作り出していく力
2．我が国の伝統や文化，歴史等に対する理解を深めるとともに，異なる国や地域の伝統や文化を理解し，互いに尊重し合うことのできる資質・態度
3．自然や物の成り立ちを理解し，論理的に対処する能力を身に付けるとともに，科学技術をめぐる倫理的な課題や，環境問題なども含めた科学技術の功罪両面についての正確な理解力や判断力
4．すべての知的活動の基盤となる国語力

5．我が国の生活文化や伝統文化の価値を改めて見直す

そして，新しい時代における教養を“変化の激しい社会にあって，地球規模の視野，歴史的な視点，多元的な視点で物事を考え，未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力”としてまとめている。

このような一見綺麗に纏め上げているかのように見える新しい「教養」概念であるが，この答申に至るプロセスを見ていくと，やはり現代における「教養」を規定することの難しさについて考えさせられてしまう。

たとえば，この問題について審議を行ってきた中央教育審議会教育制度分科会では，答申前にそれまでの自由意見を列挙して整理しているが，その方向性は以下のようにバラバラであり，姿が見えないものとなっている。[4)]

- 「教養」とは，「知を軸にした人格形成」である
- これからの教養として考えるべきは，必ずしも書物や文字にこだわらない，行動や動作，振る舞い，感性などを含むもの
- 教養は，健全な批判機能を含むもの
- 国の目標が決まれば教養の内容が決まるというものではない。
- 多くは，不易流行の不易の部分，人間のよりどころとして持つべきもの
- 職人がきちんと一本の釘を打つことも教養であり，学歴や知恵ではなくて，相手に対する想像力のようなものも一つの教養
- 教養教育を通じ公共性や公的なものへの関心を捉え直していくことが必要
- 自分で能動的に行動しようとする新しい教養の側面を重視する必要があるのではないか
- 教養教育は，分割された知識をバインドするもの
- 教養の中心は，一人一人がどのような人間でありたいか，どのような人間として人生を送りたいか，そのために遭遇するものや人をどう捉えるかということ
- 今の問題は学校で学ぶことと現実の生活との乖離をどうするかということ

- 情報化社会になればなるほど，情報化社会の影の部分についての認識が重要であり，個人の内面の自己規律や社会的な倫理観の裏付けが不可欠。

このようなさまざまな方向性が「教養」に含まれうる時，それは事実上専門的知識・技能以外の全ての教育あるいは人格形成の一切の何かに該当するわけで，どのような意見も何かしら該当し，結果的にどの意見もどこか該当していないことになる。何を読むべきか，何を学ぶべきかがクリアでない上，方向性もバラバラである現在はたとえ表面上は「新しい時代における教養教育の在り方について」に見られるような規定が行いうるとしても，本質的にはかつてのように「教養」とは何かを指摘できない状況にあるといえよう。

b)「教養」と読書

そして，この「教養」と強く関連するものとして読書が挙げられる。そもそも古典的な「教養」には読書による人格形成という，いわば前提となる部分があった。この前提は現在においても「読書は善である」という信仰として刷り込まれていて，これが昨今の読書推進運動の根底にあると吉田政幸は指摘している。[5)]

読書による人間形成が本当に妥当なのかどうなのかは，当然のように思われている，しかし，根拠があいまいな仮説の結果として成り立っている。すなわち，読書，そしてその背景にある書き言葉によって私達の認知能力が増大したという仮説である。仮にこの命題が肯定されたとしても，認知能力の増大が人格形成につながるか，という問題がある。“万巻の書を紐解いた博識の者であっても，思考が論理的でなく，他への思いやりに欠ける者が現実には多数見受けられる”という事実は，確かに“人格は，読書だけで形成されるものではない”[5)]ということを私達に感じさせる。

それでも「読書は善」という信念は綿々と続いており，最近では文字・活字文化振興法に端的に現れている。文字・活字文化振興法は，“文章を読み，及び書くことを中心として行われる精神的な活動，出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産”である文字活字文化の振興を図ることで，“知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実

現に寄与する”ことを目指して成立した新しい法律である。[6)]

この法律の第７条では，市町村に対して，“必要な数の公立図書館を設置し，及び適切に配置するよう努める”ことを求め，国及び地方公共団体に対しては，“司書の充実等の人的体制の整備，図書館資料の充実，情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずる”ことを求めている。すなわち読書ということと図書館ということはかなりの強固な結びつきをもって社会的に認知されていることになる。つまり，読書という行為が仲介にすることによって図書館はかつての「教養」的なものとの結びつきがあることが分かる。

このことは図書館側からの最近の調査でもはっきりと現れていて，司書課程を志望する学生は，本が好きということによって影響を受けているという報告が行われている。[7)]もちろん現在の学生の読書離れは深刻であり，司書課程を志望する学生にしても，その読書量は古典的「教養」がキャンパスの規範文化であった時代のそれと比べたら天地の差がある。かつての学生であるならば本当はそれほどの読書量がなかったとしても，体裁を取り繕ったと思われるが，現在の司書課程の学生は読書量の少なさを平然と答えている。

第１図は，2004 年度に青山学院女子短期大学の司書課程履修中の１年生に

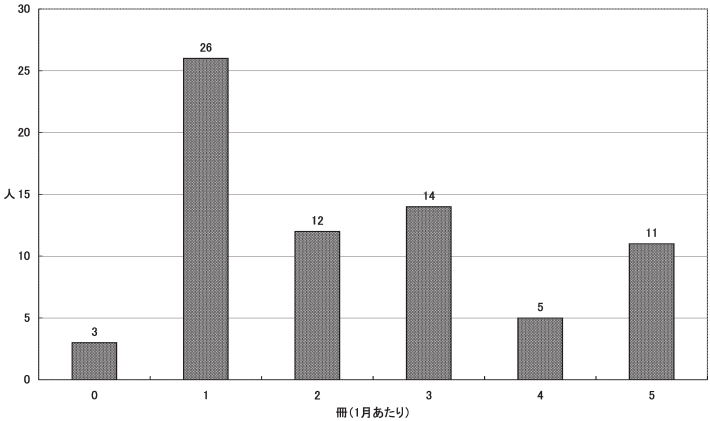


**第１図　１ヶ月当たりの読書量**

1ヶ月当たりの読書量を尋ねた結果である。質問はテキスト以外で1ヶ月に何冊の本を読んだのかというものであったが，ご覧の通り0冊と答えた学生が3人もいるうえ，最頻値は月1冊である。月5冊以上読むという学生は11名と全体の15%程度にすぎない。学生達はある意味正直に答えたわけであるが，決して古典的な「教養」の信奉者ではないつもりの筆者にしてみても，学生の読書離れについて深刻な思いを抱かざるをえない。

このように現実としては，かつてのような読書による人格形成がそれなりに受け止められていた時期とはかけ離れているが，なお読書と図書館というのはそれなりの関係を有している。

c）司書の「教養」

そもそも「教養」をめぐってこのように混乱している状態で，一般的な定義から司書というある職務の遂行に求められる「教養」が何かということを求めるのは絶望的であるといえる。一方で，図書館で働く職員に求められる「教養」について見ていくと，むしろ古典的な「教養」の要素が現在でも通用しているように思われる。

たとえば2004年に「司書の教養」と題する本が出版されている[8)]。この本はドイツにおける司書の教養に関する複数の論文を翻訳したものであるが，いずれもかなり古い。しかし，それらをあえて翻訳し刊行したところに訳者たちが現代の司書にとっての「教養」に対する認識がどのようなものであるかある程度想像がつくだろう。

「司書の教養」の中であり方の一つが以下のように示されている[9)]。

> 司書は，重要な出版物の中の専門文献を，ずっと身近においておかなければなりません。学者の伝記や，個々の学問の歴史，とりわけ哲学の歴史，ヘルマン・ヘットナーの壮大な構想による文学史，哲学におけるヴィルヘルム・ブントやフリードリッヒ・パウルセン，神学におけるパウル・ヴェルレンのモデルによる学術諸分野の入門書，主要学問分野の古典の著者などは，司書

の教養蔵書にふさわしい内容です。

人文的分野の古典的作品，学問の歴史への傾斜は，旧来的な「教養」主義に立脚しているといえよう。同時に，この原著作が 1952 年に刊行されたものであり，それを 50 数年後に改めて紹介することに訳者たちはポジティヴな意味を見出しているし，おそらくそれは客観的な妥当性を有しているように思われる。

たとえば，図書館においては対立する論点に関する資料について，単にどちらの立場にも与しない中立的な資料を購入してお茶を濁すのではなく，それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集することを求めている（図書館における資料収集の自由）。これをそれなりに実行するためには，どうしても学問（事柄）全体への理解が必要である。そして，ある学問（事柄）に関する言説が固定化されるのにそれなりの時間がかかっていくことを考えると，図書館は常に最新の資料の購読を続けることによって蔵書の質を維持するわけであるが，対立する論点の枠組み自体はどうしてもやや古典的な方向での説明を参考にして構築せざるをえない。つまり，図書館は好むと好まざるとに関わらず古典重視という意味での「教養」的な見方に対して肯定的にならざるをえないのである。

以上の諸点を見ていくと図書館という場所はかつての意味での「教養」にそれなりに親和性を有しているように思える。そこで働く専門的職員である司書にとってもそれなりの古典的な意味での「教養」の持ち主であることが望ましいように思える。そもそも冒頭のジョークに戻るならば，大鏡が歴史物語の古典というまことに「教養」的要素を備えているものであるからこそ，これも知らないということが司書として失格という印象を端的に与えているのである。

### 3.「教養」と司書養成教育

以上，司書は比較的かつての「教養」との親和性が高いということを見てきた。しかし，現実問題として古典的な「教養」教育が既に行われていない以上，学生にどのようにして最低限の「教養」的知識を担保させるのかという大きな問題が発生することになる。

a）大学における「教養」教育の可能性

最初に前提としてかつての「教養」を現在の大学で教えることが根本的に不可能かどうかという問題を考えてみたい。現在の大学はかつての大学と本質的に同一であるならば，「教養」教育の実施は技術的問題に還元できるが，トロウの議論によるとそれは難しいもののように思われる。トロウは高等教育機関で在籍率が増大するにつれて大学のあり方が根本から変容することを指摘した。いわゆるエリートーマスーユニバーサル（ユニバーサル・アクセス）と表現されるモデルである。[10)]

トロウは，高等教育機関での在籍率が当該年次の15％までがエリート段階の大学にあるとした。この時点では，少数者の特権的な機会として大学は存在し，エリートの人格形成に関わっている。古典的な「教養」は，エリートの人格形成に対する特権的な機会として教育が行われてきたからこそ読書とむすびついて輝かしい位置を占めていたのである。

これに対して，在籍率が15％以上50％未満でマス段階，50％以上でユニバーサル（ユニバーサル・アクセス）段階であるが，ユニバーサル段階になると，大学での教育機会は万人の義務として捉えられ，エリートの人格形成的要素はなくなってしまう。古典的な「教養」がキャンパスの規範的な文化でなくなったのは，ユニバーサル化によってエリートの人格形成といった機能そのものが大学から抜け落ちたことによるものと筆者は考えている。

このような状況の中で，かつての「教養」をどんなに声高に主張しても，大学そのものが変質しており，学生に受け入れられないし，本質的には社会からも受け入れられないものと思われる。実際には一部のエリートが通う大学の部分的な文化としてしか機能しないであろう。

一方，司書課程というのはいわば社会的な制度であり，一般的な大学の性格を見据えて考えなければならない。そうなると大学における古典的「教養」教育の可能性はないという状況の中で司書の「教養」を修得させなければならないという難問を抱え込むことになる。

b）司書の「教養」教育

それでは司書課程の科目そのものに「教養」教育を可能とする科目があるかとなると，わが国の司書課程に関する科目は，司書講習に関する科目を流用しているわけであるが，いずれにしても図書館業務上での知識・技能を問題としており，一般的な「教養」を身につけさせるための科目はない。むしろ，大学卒（短大卒）を資格上の条件としていることから見ると，大学における教育によって司書として必要な「教養」は身につくものという前提のもと制度設計がされていたように思える。図書館法を改正して養成制度の抜本的な変更が期待できない現状では，少しでも大学卒という部分を資格の担保として機能するように制度を支えていくしかないように思われる。

「司書の教養」という資料では，学問及び人間の生活文化全体を包括する文化に対する認識の必要性とともにそれを図書館職員養成の専門科目の中に組み込めようとする議論も紹介されている[11)]。しかし，その主張には頷けるものがあるとしても，この議論自体が「教養」が残っていた時代に行われている（オリジナルは1961年のもの）ことを考えると，さらに「教養」が解体した日本においてこれを実施するのは無理と判断するしかない。

こういった現状で司書課程を置いている全ての大学でどんな質問にたちどころに答えられ，利用者の振ってくるどんな話題にも一通り会話ができる司書を期待するのは無理なように感じる。現実に大学がおかれている状況を考えるとリメディアル教育相当部分は完全に理解させることに力点を置かざるをえないと思われる。少なくとも大学卒という部分に資格のかなりの部分を担保させている以上，資格の実効性を高めるためには，大学卒が産業化社会の一員としての最低限の能力を保持していることを確実にすることに協力していくことが必要不可欠であると思われる。

このようなかつての「教養」とはかけ離れた低レベルの知識を担保することに必死になるのは，専門的職員の資格（その取得で全てが終わるわけではないにせよ）としてはかなり寂しい議論であることは分かっている。しかし，現実を考えると中央教育審議会においても，幅広い職業人養成，総合的教養教育，地域の生涯学習機会の拠点等を目的とする大学においては，“充実したリメディアル（補

習）教育の実施や，就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる”としている。司書課程を置いている大半の学部は人文・社会系であり，自然系諸学部よりもリメディアル教育の必要性が見えにくい状況にあるが，リメディアル教育の体制作りに関与することで資格取得者の最低限の能力の確保について責任を果たしていくべきではないかと思う。

引用文献


1）http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/giron/05080301/001/006.htm
2）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo 0/toushin/020203/020203 a.htm
3）竹内洋．教養主義の没落；変わりゆくエリート学生文化（中公新書 1704）．東京，中央公論新社，2003．278 p.
4）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo 1/gijiroku/001/010901 a.htm　なお，紹介箇所は，紙幅の都合で要約紹介となっている
5）吉田政幸．図書館情報学の課題と展望（図書館・情報メディア双書 11）．東京，勉誠出版，2001．239 p.
6）この文字活字文化振興法は，法律名が平成十七年七月二十九日法律第九十一号であることから明らかなように，郵政民営化関連法案の審議の合間に衆参両院を通過したため，マスコミ等の関心をほとんど引くことがなかった。しかし，公立図書館・学校図書館の振興も盛り込まれた法律であり，図書館にとっても直接的なサポートにはならないにしても大いに活用していくべき法律であると考える。
7）竹内比呂也ほか．“司書・司書教諭資格取得希望学生の意識についての調査”2005年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱，p.43-46.
8）河井弘志編訳．司書の教養（KSP シリーズ 2）．京都，京都大学図書館情報学研究会，2004．127 p.
9）ライ，ゲオルグ著，河井弘志訳．司書の教養．河井弘志編訳．司書の教養（KSP シリーズ 2）．京都，京都大学図書館情報学研究会，2004．p.41-57
10）トロウ，マーチン著，天野郁夫，喜多村和之訳．高学歴社会の大学；エリートからマスへ．東京，東京大学出版会，1976．204 p
11）河井弘志．解説．河井弘志訳．司書の教養．河井弘志編訳．司書の教養（KSP シリーズ 2）．京都，京都大学図書館情報学研究会，2004．p.107-121
12）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo 0/toushin/05013101/003.htm